

社会福祉法人昭和村社会福祉協議会 評議員選任・解任委員会運営細則

(目 的)

第1条 この細則は、本会定款第7条第7項の規定に基づき評議員選任・解任委員会（以下「委員会」という。）の運営に関する事項について定め、もって委員会の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(任 務)

第2条 委員会は、定款第7条の規定により、本会の評議員の選任及び解任を任務とする。

(構 成)

第3条 委員会は、定款第7条第2項の規定により、外部委員2名、監事2名、事務局員2名の6名で構成する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、4年とし、再任を妨げない。

2 欠員により選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員の選任及び解任)

第5条 委員会の委員の選任及び解任は、定款第7条第3項の規定により、理事会において行う。

2 委員の解任の提案は、次の各号のいずれかに該当するときに限り、行うことができる。

(1) 心身故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき

(2) 当該委員が、職務上の義務違反、その他委員たるにふさわしくない行為があると認められるとき

(招 集)

第6条 委員会は会長が招集する。

(招集通知)

第7条 委員会の招集通知は、会議の開催日の1週間前までに、各委員に対して、会議の日時、場所及び会議の目的である事項を記載した書面で発しなければならない。ただし、委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(正副委員長)

第8条 委員会の正副委員長は、委員の互選とする。

2 委員長は委員会の議長とする。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(評議員の選任)

第9条 評議員の選任は、定款第7条第4項により理事会で提案し、次に掲げる事項の説明を受けた上で審議し、定款第7条第6項により選任についての決議を行う。

- (1) 評議員候補者の経歴及び候補者とした理由
- (2) 本会及び本会理事又は監事との関係
- (3) その他評議員候補者に関する情報

(評議員の解任)

第10条 評議員の解任は、次の各号の手続を経るものとする。

- (1) 本会会長は、委員会に理事会で決議された評議員解任の提案を行い、評議員として不適任とした理由を委員に説明しなければならない。
- (2) 委員会は、解任の提案をされた被解任評議員に弁明の機会を保障する。
- (3) 委員会は、理事会より提案された評議員の解任について審議を行い、解任の可否について決議を行う。

(議事録)

第11条 委員会の議事については、議事録を作成する。

2 議事録は書面をもって作成し、委員長及び出席した委員が記名押印しなければならない。

3 議事録は次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

- (1) 委員会が開催された年月日及び場所
- (2) 委員会の議事の経過の要領及びその結果
- (3) 委員会に出席した委員の氏名
- (4) 委員会の議長の氏名

(委員の報酬等)

第12条 委員がその職務のため委員会に出席したときは、別に定める規程に基づき報酬を支給することができる。ただし、本会職員、昭和村（市町村）の一般職員・特別職の職員及び議会議員が委員に就任した場合は、報酬は支給しないものとする。

(補 則)

第13条 この細則に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

(改 廃)

第14条 この細則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則 この細則は、平成29年2月20日から施行する。